

平成 28 年 7 月
消費者庁

「消費者庁環境配慮の方針」の点検について

「消費者庁環境配慮の方針」(平成 27 年 11 月 25 日消費者庁長官決定。以下「環境配慮の方針」という。)では、同方針を推進すべく「消費者庁環境配慮の方針推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置し、同推進委員会において、毎年度、進捗状況の点検を行うこととしている。

この度、推進委員会により、平成 27 年度における環境配慮の方針の点検を行ったため、下記のとおり公表する。

記

I. 環境施策の推進

食品ロスの削減に向けた取組については、消費者の理解を深めることを目的に、消費者庁ウェブサイト上の専用ページ「食べもののムダをなくそうプロジェクト」等を通じた情報発信及び、消費者団体や地方公共団体等を通じたパンフレットの配布を行い、普及・啓発に努めた。また、第 4 回食品ロス削減関係省庁等連絡会議の事務局として、連絡会議を開催し、関係省庁と連携を図った。環境に配慮した消費行動についての調査研究としては、「倫理的消費※」調査研究会を開催するとともに、普及・啓発のためのシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催した。

※「倫理的消費」：地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。

II. 日常業務における環境に配慮した取組の推進

1. 物品等の購入や使用に当たっての取組

(1) グリーン調達への推進

環境配慮の方針では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)に基づき、環境負荷が少ない製品等の積極的調達により、グリーン調達を最大限進めることを目標としている。平成 27 年度におけるコピー用紙、文房具類等特定調達品目の購入についての目標達成率は 100%

となっている。

(2) 自動車等の効率的利用

幹部用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用している。相乗りによる公用車の効率化を図るとともに、自転車や公共交通機関による移動を推奨している。

(3) 用紙類の使用量の削減

環境配慮の方針では、電子メールや庁内 LAN の積極的活用、文書・資料等の磁気媒体での保存等によるペーパーレス化、両面コピーの徹底を推進している。平成 27 年度におけるコピー用紙使用量は平成 26 年度の使用量から約 17%削減している。

(4) ゴミの分別やリサイクルの推進

環境配慮の方針では、コピー機やプリンター等のトナーカートリッジ回収の推進を目標としている。平成 27 年度におけるカートリッジ回収率は 100%となっている。

2. 庁舎の整備・管理等における取組

夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズをそれぞれ励行するとともに、冷暖房の適正な運用を行うため、冷暖房中は窓、出入口の開放を行わないよう呼び掛けている。

また、超過勤務の縮減、年次休暇取得の推進を奨励し、業務の効率化や早期退庁ができる職場環境作りを行うとともに、退庁後の消灯を徹底している。

3. 職員に対する環境問題に関する研修機会や情報提供の充実等

職員に対し、環境配慮の方針や節電及び省エネルギー対策について周知を行った。

また、独立行政法人国民生活センター、関係団体に対して、節電及び省エネルギー対策について周知を行った。